

大きな補償で 大きな安心を！！

一般社団法人 全国建設業労災互助会

労災上積み補償制度のご案内

(労働災害総合保険)

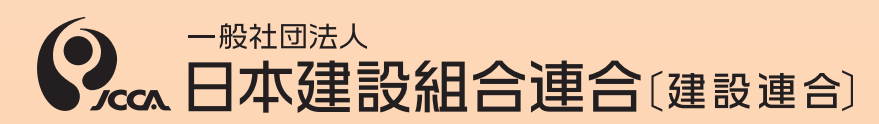


特色

1. 業務災害・通勤災害を補償します。
2. 入院見舞金制度があります。
3. 死亡・後遺障害災害付帯費用給付金制度があります。
4. 政府労災保険に特別加入している一人親方が加入できます。
5. 期の途中でも加入できます。
6. 事故給付金は迅速にお支払いします。
7. 専門の顧問弁護士にご相談いただけます。

全国建設業労災互助会の労災上積み補償制度に事業所がご加入する場合には、経営事項審査制度の加点対象となり、事故解決費用等支援給付金制度もご利用いただけます。

一般社団法人 全国建設業労災互助会



- 重大事由による解除等 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の徴収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。
- 【 損害保険ジャパン株式会社(幹事) 74%、 三井住友海上火災保険株式会社21%、東京海上日動火災保険株式会社5% 】
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- この保険(労働災害総合保険)は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)制度の対象ではありません。

万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生した場合は、以下を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
- 1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
事故発生の日時、場所および状況ならびに身体障害を被った被用者の住所・氏名・身体の障害の程度
- 2. 身体障害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 3. 第三者に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 4. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 5. 上記1 から4のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳細につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故(災害)の日時、原因および状況等が確認できる書類	災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災保険等の給付請求書(写)、政府労災保険等の支給決定通知書 など
③	身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲などが確認できる書類	診断書(死亡診断書)、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定(写)、補償金受領証 など
④	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など

(注)事故(災害)の内容(ケガの程度)または身体の障害に対する補償の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

入院見舞金制度は全国建設業労災互助会の制度です。5日間以上入院される労働災害事故が発生した場合には、加入されている組合、または全国建設業労災互助会(電話番号03-3518-6551)にご連絡ください。

■個人情報の取扱いについて
 ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。
 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 (ﾈｯﾀｲﾌﾞ) 0570-022808 <通話料有料>
 (受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時) (土・日・祝日・年末年始は休業)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 ★ご契約者(加入者)以外に補償の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合にはその方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 ★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、所属する組合を通して、ただちに全国建設業労災互助会までご連絡ください。

【全国建設業労災互助会】 **03-3518-6551**

【受付時間】 平日の午前9時から午後5時まで

【お問い合わせ先】

一般社団法人 全国建設業労災互助会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3丁目7番1号 ミツワ小川町ビル5階
 TEL. 03-3518-6551 FAX. 03-3518-6585



一般社団法人 日本建設組合連合〔建設連合〕

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番11号 西新橋光和ビル6階
 TEL. 03-3504-1515 FAX. 03-3504-1415

ご相談・ご連絡先

(取扱代理店)

緑富士株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3丁目7番1号
 ミツワ小川町ビル7階
 TEL 03-5244-5360 FAX 03-5577-2808
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(引受保険会社)

損害保険ジャパン株式会社

営業開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL 03-3349-3322 FAX 03-6388-0155
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

「労災上積み補償制度」の内容

この契約は、政府労災保険の給付対象となる業務上災害または通勤途上災害に対し、政府労災の上積み補償として、給付金を被保険者を通じてその一人親方またはご遺族にお支払いします。

※業務上災害または通勤途上災害の認定および後遺障害の等級については政府労災の認定に従います。

※災害付帯費用給付金は、被保険者にお支払いします。

労災上積み補償制度は、損保ジャパンの労働災害総合保険（法定外補償条項）と全国建設業労災互助会の入院見舞金制度を組み合わせています。

1. 補償の対象となる方（被保険者）

一般社団法人日本建設組合連合の会員組合

2. 対象となる特別加入者の範囲

日本建設組合連合の会員組合を経由して第2種特別加入者として政府労災保険に特別加入している一人親方

3. 給付の種類と金額（1口あたり）※最高6口までご加入いただけます。

業務上災害、通勤途上災害について補償します（同額の補償です）。

給付の種類と被災者1名・1口あたりの給付額は以下のとおりです（除く③災害付帯費用給付金）。

① 死亡・後遺障害給付金（1口あたり）

死亡		800万円
後遺障害	1級	1,200万円
	2級	1,200万円
	3級	1,200万円
	4級	700万円
	5級	600万円
	6級	500万円
	7級	400万円

※損保ジャパンの労働災害総合保険です。

② 入院見舞金（加入口数に関係なく下表の給付額のお支払いとなります）。

入院日数	給付額
5日以上20日未満	5万円
20日以上	10万円

※全国建設業労災互助会の入院見舞金制度です。

③ 災害付帯費用給付金

1) 死亡災害付帯費用給付金

加入口数		給付金額
死 亡	1～2口	100万円
	3～4口	150万円
	5～6口	200万円

※損保ジャパンの労働災害総合保険です。

業務災害等が発生した場合、被保険者が通常負担する費用（葬祭費、花代など）として、被保険者へ被災者1名につき、加入口数に応じて上記金額をお支払いします。

2) 後遺障害災害付帯費用給付金

加入口数		給付金額
後遺障害1～7級	1～2口	20万円
	3～4口	35万円
	5～6口	50万円

※損保ジャパンの労働災害総合保険です。

業務災害等が発生した場合、被保険者が通常負担する費用（お見舞金、再発防止対策費など）として被保険者へ被災者1名につき、加入口数に応じて上記金額をお支払いします。

4. 掛金（年額・1名あたり）

口数	事業種類	建築事業	その他建設事業
	1口	5,160円（うち保険料4,680円）	9,000円（うち保険料8,880円）
2口	10,080円（うち保険料9,360円）	17,880円（うち保険料17,760円）	
3口	15,000円（うち保険料14,040円）	26,760円（うち保険料26,640円）	
4口	19,920円（うち保険料18,720円）	35,640円（うち保険料35,520円）	
5口	24,840円（うち保険料23,400円）	44,520円（うち保険料44,400円）	
6口	29,760円（うち保険料28,080円）	53,400円（うち保険料53,280円）	

※掛金と保険料の差額は入院見舞金および制度運営費です。
制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用（事務手数料費用等）に充当するための費用です（以下同様とします。）。

オプション 休業補償特約

ご希望により労災事故による休業損害も補償します！

政府労災保険の給付対象となる業務上災害または通勤途上災害による休業損害を特約への加入により補償します。
※損保ジャパンの労働災害総合保険です。

1. 給付金額

以下の3つのパターンからお選びいただけます。

休業給付金（1日あたり）	Aパターン	Bパターン	Cパターン
	5,000円	3,000円	2,000円

2. 給付内容

給 付 内 容		
免責日数	支払対象期間	給付限度日数
3日	3年	1,092日

※休業期間の認定は、政府労災保険の認定に従います。

3. 掛金（年額・1名あたり）

給付金額	日額 5,000円	日額 3,000円	日額 2,000円
建築事業	8,640円 （うち保険料 8,280円）	5,160円 （うち保険料 4,920円）	3,360円 （うち保険料 3,240円）
その他建設事業	10,200円 （うち保険料 9,720円）	6,120円 （うち保険料 5,880円）	4,080円 （うち保険料 3,840円）

※掛金と保険料の差額は制度運営費です。

契約概要のご説明

- 保険契約者：一般社団法人 全国建設業労災互助会
- 加入対象者：一般社団法人 日本建設組合連合の会員組合
- 保険期間：2025年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：原則3月20日までに加入申込書等が日本建設組合連合経由で全国建設業労災互助会に到着するようお申込みください。
- お支払方法：保険始期の2営業日前までに指定の口座に着金するようお振込みください。
- お手続方法：加入申込書に必要事項をご記入のうえ、取扱窓口までご送付ください。
- 中途加入・中途脱退：この保険に中途加入される場合、または中途脱退(解約)される場合は、取扱窓口までご連絡ください。

労働災害総合保険（法定外補償条項）のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<ul style="list-style-type: none">●被保険者(注1)の被用者(注2)が業務上災害(注3)によって身体障害(死亡、後遺障害、負傷、疾病)を被った場合に、政府労災保険等(注4)の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、被保険者に保険金(死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休業補償保険金(オプション))をお支払いします。(注1)被保険者とは、事業主(日本建設組合連合の会員組合)をいいます。(注2)被用者とは、日本建設組合連合の会員組合を経由して第2種特別加入者として政府労災保険に特別加入している一人親方等をいいます。この保険は政府労災保険に特別加入している一人親方等を補償の対象に含める特約をセットしております。(注3)通勤途上(出勤および退勤)の災害については、「通勤災害担保特約条項」をセットすることで保険金お支払いの対象となります。この保険は「通勤災害担保特約条項」をセットしております。(注4)被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等(以下「政府労災保険等」といいます。)の保険関係が成立していることが必要です。●この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間などについては、政府労災保険などの認定に従います。 <p>【セットされる特約条項】</p> <ul style="list-style-type: none">・通勤災害担保特約条項 通勤途上(出勤および退勤)における災害についても補償する特約条項です。通勤途上の認定については政府労災保険等の認定に従います。・特別加入者担保特約条項 政府労災保険に特別加入(第2種特別加入)している一人親方等を補償の対象に含める特約条項です。(一人親方については、一人親方が所属する団体しか被保険者となれません。)・災害付帯費用担保特約条項(全国建設業労災互助会用) 被用者の死亡、後遺障害1～7級に該当する労働災害が発生し、法定外補償条項の保険金をお支払いする場合、被保険者が負担する費用(葬祭費、花代等)を補償する特約条項です。	<ul style="list-style-type: none">●保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害(天災危険担保特約条項をセットしない場合)③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害⑤風土病による被用者の身体障害⑥職業性疾病による被用者の身体障害(職業性疾病担保特約条項をセットしない場合)⑦石綿(アスベスト)または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害⑧被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害(下請負人担保特約条項をセットしない場合)⑨賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金⑩被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害

ご加入の際にご注意いただくこと

- ケガや病気などに備える保険には、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補充する面もあることから、ご契約・ご加入にあたっては労災保険等の公的保険制度を踏まえ、ご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ 等をご確認ください。(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)
- ご契約の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ご加入いただく際は、加入申込書に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- 特に、保険料算出基礎数字となる平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等の保険料計算に関係する事項につきましては、加入申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 法定外補償規定(被用者に対し政府労災保険等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。)を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。
- 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(加入申込書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。(注)被保険者、対象とする被用者の範囲、他の保険契約等のことをいいます。

その他ご注意いただくこと

- 法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。
- 同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
- 休業補償保険金は、休業して賃金を受けない第4日目以降の休業を対象とし、1,092日分を限度とします。
- 以下の場合には、あらかじめ(注)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
 - ①加入申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
 - ②法定外補償規定の新設または変更をする場合(注)加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合には、損保ジャパンまで通知する必要はありません。)
- ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンから的重要なご連絡ができないことがあります。